

粉じん発生源に係る措置

1 掘削作業

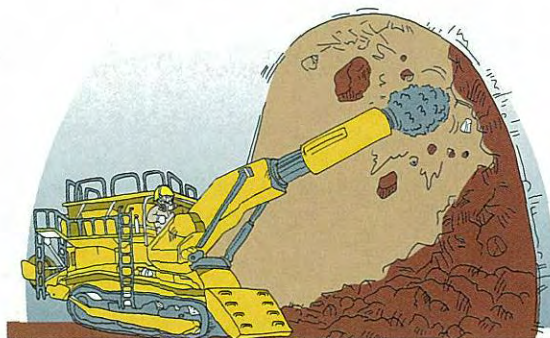
(1) 発破による掘削作業

せん孔作業においては湿式型のさく岩機を使用します。

なお、発破終了後の措置については、事業者において、粉じんが適当に薄まるために必要な時間をあらかじめ試算し、その設定時間の適否について、初期の実際の発破作業後に、粉じん濃度を測定し確認します。また、測定の結果も記録します。

(2) 機械による掘削作業

湿式型の機械装置又は土石若しくは岩石を湿潤な状態に保つための設備を設置します。



2 ずり積み、ずり運搬等作業

土石又は岩石を湿潤な状態に保つための設備を設置します。

3 ロックボルトの取付け及びコンクリート等の吹付け作業

(1) せん孔作業

湿式型のさく岩機を使用します。

(2) コンクリート等の吹付け作業

湿式型の吹付け機械装置を使用し、必要に応じて粉じん抑制剤などを使用します。

4 その他

たい積粉じんを定期的に清掃します。

また、走行路の散水、走行路の仮舗装、走行速度の抑制、運搬機械の排出ガスの黒煙を浄化する装置の装着などに努めます。

